

令和7年度 融資のご案内

医療資金

地域医療の充実と医療水準の
向上のために



融資の対象
となる施設など

- 病院
- 診療所
- 指定訪問看護事業
- 介護老人保健施設
- 助産所※
- 医療従事者養成施設
- 介護医療院

※ 児童福祉法に規定する助産施設を除きます。



沖縄振興開発金融公庫
THE OKINAWA DEVELOPMENT FINANCE CORPORATION



インターネット上で、
医療資金に関する情報
をご覧いただけます。

このようなときにご利用いただけます

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院等の医療関係施設を新設する場合

- 建築、購入又は賃借に要する資金を新築資金としてご利用いただけます。
- 新築資金は開設地が病床の不足している地域（病院及び有床診療所の場合）、又は計画病院が特殊な診療機能を予定している場合などに限られています。

土地を取得する場合

- 次の場合に土地取得費も一定の条件で融資対象となります。
 - ・ 病床が不足している地域に病院を新設する場合
 - ・ 診療所が不足している地域に診療所を新設する場合
 - ・ 介護老人保健施設、介護医療院、特殊機能を有する病院を新設する場合
 - ・ 社会医療法人が行う移転事業の場合
 - ・ 未耐震の病院における耐震化整備又は病院における免震化整備のために行う移転事業の場合
 - ・ 未耐震の介護医療院における耐震化整備又は介護医療院における免震化整備を行う場合

現在の施設の建替え、増改築、あるいは同一市町村内で移転する場合

- 増改築資金として取り扱いますが、当該地域の病床、診療所の普及状況等によって適用利率が異なります。

新設や機能の充実を図るために機械器具を購入する場合

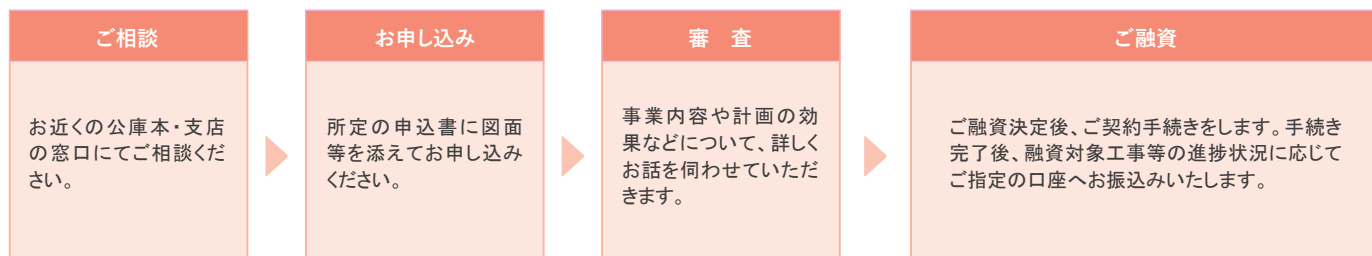
- 1品の価格が10万円（介護老人保健施設及び介護医療院の場合は20万円）以上の機械器具若しくは高額な先進医療機器を購入する場合、又は介護ロボット・ICTの導入を行う場合、機械購入資金としてご利用いただけます。

介護老人保健施設、介護医療院、診療所の新設に伴う運転資金を必要とする場合

病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所の経営の安定化を図るためなどの運転資金を必要とする場合

- 長期運転資金としてご利用いただけます。

ご利用の手続きは次のとおりです



新しく医療関係施設の開設をご計画の場合は、計画立案の段階からご相談に応じておりますので、お気軽にお問い合わせください。

ご融資の条件

令和7年4月現在

資金の使いみち	施設の種類の	ご融資の限度額（※2）	ご返済期間	うち据置期間
施設等の新設（※1）	病 院	7 億 2,000 万円 （ただし、所要額（※3）の70％以内）	耐 火 30年以内（※8） そ の 他 20年以内	耐 火 3年以内 そ の 他 2年以内
	介護老人保健施設	12 億円 （ただし、所要額（※3）の90％以内）		
	介護医療院	5 億円 （ただし、所要額（※3）の70％以内）	耐 火 20年以内 そ の 他 15年以内	2年以内
	診療所			
現に開設している 施設の増改築	病 院（※4）	7 億 2,000 万円 （ただし、所要額（※3）の70％以内）	耐 火 30年以内（※8） そ の 他 15年以内	耐 火 3年以内 そ の 他 2年以内
	介護老人保健施設	12 億円 （ただし、所要額（※3）の90％以内）		
	介護医療院	5 億円 （ただし、所要額（※3）の70％以内）	耐 火 20年以内 そ の 他 15年以内	1年以内
	診療所			
新設に伴い必要な 機械器具等の購入（※5）	介護老人保健施設	5,000 万円 （ただし、購入価格の70％以内）	5年以内	6ヵ月以内
	介護医療院	5,000 万円 （ただし、購入価格の90％以内）		
	診療所	2,500 万円 （ただし、購入価格の80％以内）		
新設に伴い 必要な運転資金	介護老人保健施設	1,000 万円 （ただし、所要資金の70％以内）	3年以内	6ヵ月以内
	介護医療院	1,000 万円 （ただし、所要資金の90％以内）		
	診療所	300 万円 （ただし、所要資金の80％以内）		
経営の安定化を図る ための運転資金（※6）	病 院（※7）	1 億円	5年以内 ただし、特に必要と認められ るときは7年以内	1年以内
	介護老人保健施設	1 億円		
	介護医療院	1 億円		
	診療所（※7）	4,000 万円		

- （※1）施設等の新設に伴う資金は、新築資金として取扱い、原則として開設地が病床の不足している地域（病院又は有床診療所の場合）、又は計画病院が特殊な診療計画を予定している場合などに限られます。
- （※2）未耐震の病院が行う耐震化整備又は病院における免震化整備に係る資金については、所要額の95％が限度額となるほか、離島・過疎地域における施設の新築・増改築資金などについても、上記の限度額を超える特例があります。
- （※3）所要額は、建築工事費と設計監理費等となります。なお、造成工事費等は含みません。
- （※4）病床充足地域におけるご融資の限度額については、所要額の60％以内となります。
- （※5）高額な先進医療機器（1品の価格が5,000万円以上）については、7億2,000万円（ただし、購入価格の80％以内）を限度に、病院に対してもご融資できる場合があります。
- （※6）原則として公庫による経営診断を受けていただきます。
また、持分なし医療法人へ移行する際に必要となる経営の安定化を図るための運転資金については、病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所いずれも限度額2億5,000万円、ご返済期間10年以内となります。
- （※7）地域医療構想の達成に向けた取組みを実施する医療機関として、都道府県が位置付けた病院等に該当する場合は、限度額について病院は5億円、診療所は3億円となり、ご返済期間については病院、診療所ともに10年以内（据置4年以内）となります。
- （※8）特定の要件を満たす病院の耐火構造に係る資金については、ご返済期間が39年以内となります。

・赤土等流出防止低利 （ちゅら海低利）

「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用される事業で、赤土等の流出を条例の基準値以下（100mg／ℓ）に抑える方には、金利の優遇を行っております。

・沖縄ひとり親支援貸付利率 特 例 制 度

国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方（受けた方を含む）、沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方には、金利の優遇を行っております。

・沖縄人材活躍推進貸付利率 特 例 制 度

キャリアアップ助成金・人材開発支援助成金・業務改善助成金のいずれかを受けた方、沖縄県による「沖縄県所得向上応援企業認証制度」・「沖縄県人材育成企業認証制度」の認証を受けた方、沖縄県の「奨学金返還支援事業」の助成を受けた方又は人手不足対応を図る方であって人材活躍推進に係る事業計画を策定し当該計画の実現に向けた取組みを図る方には、金利の優遇を行っております。

ご返済方法・利率・担保・保証人について

- ◆ ご返済方法 …………… 原則として元金均等月賦返済です。
- ◆ 利 率 …………… ご利用の窓口でおたずねください。
- ◆ 担 保 …………… 原則として必要ですが、詳細はご相談のうえ、決めさせていただきます。
- ◆ 保 証 人 …………… お客様のご希望を伺いながらご相談させていただきます。

このほか、助産所、指定訪問看護事業等に対する融資制度もあります。

ご利用の窓口

